解散公告

当社は、平成二十三年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月二十三日

沖縄県宮古島市城辺字長間二三〇二番地の一

有限会社太陽牧場

清算人　川中正太郎

解散公告

当社は、平成二十三年八月一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月二十三日

沖縄県名護市大東四丁目二番九号

有限会社プロデコ

清算人　藤沢　秀一

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十三年六月三十日愛知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月二十三日

愛知県岡崎市西蔵前町字季平五〇

清算法人葵土地改良区

清算人代表　矢頭　金也

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年五月二十五日開催の理事会及び評議員会の決議により平成二十三年八月四日京都府知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月二十三日

京都市上京区河原町通広小路上る北之辺町三九六番地

学校法人関西文理学園

清算人　永原　誠

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十三年五月七日開催の臨時組合総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月二十三日

和歌山県有田郡広川町大字下津木四四番地

猿川生産森林組合

代表清算人　堀　久夫

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十三年五月三十一日開催の第一回理事会の決議により平成二十三年七月二十二日島根県知事の認可を受け平成二十三年七月三十一日に解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月二十三日

島根県松江市東出雲町揖屋一一四二番地

東出雲町土地開発公社

清算人　山崎　功

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年八月三日開催の臨時総会の決議により八月四日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月二十三日

熊本市出水四丁目三一の五

ＮＰＯ法人天草青少年アカデミー

清算人　桑原　一生

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年七月十二日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月二十三日

北海道紋別郡湧別町中湧別北町三二番地

職業訓練法人湧別地方職業訓練協会

清算人　吉田　耕造

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十月二十四日開催の責任役員及び総代会の同意により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月二十三日

山形市大字中野一二一番地

宗教法人称讃寺

清算人　島野　靖

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年七月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月二十三日

大阪府岸和田市北町一一番三号

財団法人元朝会

清算人　寺田　元一

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十三年八月三日に解散し、左記住所において清算事務を行っているから、当土地改良区に対して債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月二十三日

高知県須崎市山手町一番七号

清算法人須崎市吾桑西ノ沢土地改良区

代表清算人　大﨑　正寛

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年七月二十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月二十三日

長野県岡谷市長地片間町一丁目三番一号

社団法人中部電子工業技術センター

代表清算人　向山　孝一

解散公告（第三回）

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇二条第一項第三号の規定により、平成二十三年六月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月二十三日

高知市中久万一五番一七

財団法人一ツ橋保育園運営協議会

代表清算人　大黒　房代

配当公告

愛知県豊田市高丘新町松本五〇番地

破産者　株式会社中野

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十二年（フ）第三二三一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

優先的破産債権　金二〇、九三七、四一六円

一、配当することのできる金額

優先的破産債権　金一四、八三九、八〇七円

平成二十三年八月二十三日

名古屋市中区丸の内三丁目一四番三二号丸の内三丁目ビル三階

破産管財人　佐藤　昌巳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県酒田市塚渕字清瀬一一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　阿部　鎌藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十三日

山形県酒田市北新町一丁目六番一号

相続財産管理人　加藤　栄

第20期決算公告　平成23年8月23日

東京都港区新橋五丁目11番3号

住軽エンジニアリング株式会社

代表取締役　梅田　典孝

貸借対照表の要旨（平成23年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	951,471
	固定資産	1,673,261
	合計	2,588,732
負債及び純資産の部	流動負債	1,844,419
	固定負債	581,456
	株主資本	162,857
	資本金	100,000
	資本剰余金	14,722
	資本準備金	14,722
	利益剰余金	48,135
	利益準備金	10,278
	その他利益剰余金	37,857
	（うち当期純利益）	（19,655）
	合計	2,588,732